

入院費について

当院は全床「回復期リハビリテーション病棟入院料1」の基準に該当する病床です。1日当たり最大で実施できる3時間のリハビリテーションを行った場合、1日の入院費は以下の通りです。

自己負担割合	入院費の目安	その他			
3割	約15,000円程度	+	食事代		
2割	約10,000円程度			+	リース代
1割	約5,000円程度				

(※上記金額はあくまでも目安であり、諸条件によって多少の前後はあります)

(※個室へご入院される場合は別途室料がかかります)

【高額療養費制度について】

高額療養費制度とは、医療機関や薬局で支払った額が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額の支給を受けることができる制度です。当院はオンライン資格確認システムを導入していますので、マイナンバーもしくは健康保険証の提示と同意で適用区分を確認することができます。制度の概要は以下のとおりです。

〈70歳未満の方〉

所得区分（適用区分）		ひと月の上限額	4か月目以降（※2）	食事代（1食）
① (ア)	年収 約1,160万円以上	252,600円	140,100円	510円
	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得(※)1901万円以上	+ (医療費-842,000円) × 1%		
② (イ)	年収 約770万～1,160万円	167,400円	93,000円	510円
	健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：年間所得600万円～901万円	+ (医療費-558,000円) × 1%		
③ (ウ)	年収 約370万～770万円	80,100円	44,400円	510円
	健保：標準報酬月額28万円～50万円 国保：年間所得210万円～600万円	+ (医療費-267,000円) × 1%		
④ (エ)	年収 ～約370万円	57,600円	44,400円	510円
⑤ (オ)	住民税非課税	35,400円	24,600円	240円（～90日） 190円（91日～）

※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）のことを指します。（いわゆる「旧ただし書所得」）

※2 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます

〈70歳以上の方〉

所得区分（適用区分）		ひと月の上限額（世帯ごと ※3）	4か月目以降（※2）	食事代（1食）
現役並み	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円	510円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円	510円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円	510円
一般	課税所得145万円未満 (※4)	57,600円	44,400円	510円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	-	240円（～90日） 190円（91日～）
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	15,000円	-	110円

※3 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※4 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます

その他の医療費助成制度（重度障がい者医療費助成等）を利用できる方は、さらに窓口負担が軽減されます。

詳細は担当の医療ソーシャルワーカーにご相談ください。